

ID: 93

担当部署: 保健課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町福祉施設設置条例 第6条		
例 規 番 号	平成25年条例第31号		
【根拠条文】			
(利用の取消し等)			
第6条 町長は施設の管理及び運営上別の必要が生じたときは、利用許可を取り消すことができる。			
2 町長は、施設の利用を許可された者に、この条例等に違反する行為があると認めるときは、使用停止を命ずることができる。			
【基準】			
根拠条文及び八頭町暴力団排除条例第7条の規定による。			
(公の施設の利用における措置)			
第7条 町長、八頭町教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者は、町が設置し、又は管理する公共施設(附属施設を含む。)が暴力団の活動に利用されると認められるときは、当該公共施設の使用の許可をせず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日